主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人永田旭、被告人Bの弁護人西野喜右衛門の各上告趣意について。 永田弁護人の上告趣意は憲法三一条違反を主張するのであるが、その実質は単な る法令違反の主張(そして、印章不正使用と収賄とは通常手段結果の関係に立つも のといえないから所論法令違反の主張は理由がない)であり、西野弁護人の上告趣 意は単なる量刑不当の主張であつて、いずれの論旨も刑訴四〇五条に定める上告の 理由にあたらない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとも認めら れない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条に従い裁判官全員一致の意見で主文の とおり判決する。

昭和二七年二月七日

最高裁判所第一小法廷

郎	治	竹	田	沢	裁判長裁判官
毅			野	真	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官